

武蔵野音楽大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

武蔵野音楽大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

令和元(2019)年に法人創立 90 周年を迎えた我が国における最初の音楽大学である。建学の精神である「<和>のこころ」を継承している。建学の精神を踏まえた教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を挙げ、教育目的を明示している。

大学の使命・目的、教育目的の策定に当たり手続きが明確である。令和 11(2029)年の創立 100 周年に向けて大学ビジョンを明示し、中期計画を定め、その実現に努力している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的などを学長による学内関係者への説明、ホームページ、シラバス、学生便覧、各種資料の配付などにより学内外へ周知を徹底する姿勢は評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを包括的に定めている。入学定員及び収容定員は充足していないものの、定員の適正化、カリキュラムの改正、入学試験方法の改善など継続的に努力している。学修支援の実施体制を整備し、方針や計画に基づき教職協働で実施している。

就職支援は、丁寧でありかつ職種ごとに多くの講習会等を実施している。返済義務のない独自の「福井直秋記念奨学金」を、設けるなど経済的支援を行っている。令和 3(2021)年度においては、支給額の増額を行った。

平成 29(2017)年に竣工した江古田キャンパスは、コンサートホール、リハーサルホール、講義室、レッスン室など最新の施設設備を有する。日本屈指の楽器博物館「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」(以下「楽器ミュージアム」という。)もリニューアルオープンする。

〈優れた点〉

○返還義務のない独自の奨学金制度を設けており、令和 3(2021)年度に対象・給付額・採用数等大幅に拡充したことは評価できる。

○音響に優れた複数のコンサートホール、リハーサルホールを有しており、最適な音響を考慮したレッスン室が設置されていることは、音楽大学の学修環境として優れており、学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

○「楽器ミュージアム」は、学芸員課程実習施設のみならず、希少な楽器や資料の保全の観点からも文化的・歴史的価値が大きく、一般社会にも門戸を開いていることから社会

貢献においても優れた施設である点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

カリキュラム・ポリシーは教育目的に沿って包括的に規定し、ホームページ、シラバス、学生便覧などに掲載し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も担保している。令和 3(2021)年度から運用が始まった「学修ポートフォリオ」は本格稼働して 1 年未満であるが、学生個人の学修効果の向上が期待できる。

「学生による授業評価アンケート」を活用した学修状況調査、教員免許及び学芸員資格取得状況、進路状況調査などの各種調査によって学修成果の点検・評価を実施している。

「基準 4. 教員・職員」について

学内に有鍵楽器部会、ピアノコラボレィティブアーツ部会、管楽器部会などの部会、委員会、大学運営委員会、教授会、研究科委員会があり、これらは学長を補佐する体制として機能している。設置基準上必要な専任教員を確保し、「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき、配置している。教員の採用・昇任も規則に基づき運用している。

SD(Staff Development)研修は、「全事務職員・専任教員研修会」、新任研修会、職階別職員研修会などを実施している。

音楽大学としての特性から、演奏・創造活動を重視し、これらを支える楽器、機器設備の維持管理に努めている。研究倫理に関する規則を整備し、研究費の配分、不適切な使用防止も規則化している。また、科学研究費助成事業の申請・採択を支援している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「武蔵野音楽学園寄附行為」をもとに必要な諸規則を整備している。理事会、評議員会を寄附行為に基づき運営し、理事の出席状況も良好である。理事長は理事会、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」などの組織を通してリーダーシップを発揮している。監事の選任、職務の執行も適正である。

現在の収支バランスは均衡を欠いているものの、中期計画に基づき財務計画を策定し、これに基づき運営している。財務基盤は安定しており黒字化を目指している。

会計基準の改正に対し経理規則の見直しを行い、適正に処理している。公認会計士と監事の情報交換も円滑である。

〈優れた点〉

○江古田キャンパスは、最新の設備をそろえ、衛生面、環境保全、防災・災害対策などの安全配慮や危機管理において優れており評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

令和 2(2020)年に「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を策定し、内部質保証の基本方針とすることを学内で共有している。自己点検・評価を行うそれぞれの担当部署を規定し、部署ごとの自己点検・評価の結果及び基礎データを総務部企画課が集積している。自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書を毎年度作成し、理事長及び学長に報告している。

また、3年ごとに自己点検・評価報告書をホームページで公開し、教育研究的側面のみならず、経営的側面も含め内部質保証を担保するためPDCAサイクルを機能させている。

総じて、歴史、伝統及び格式を重視する音楽大学として、建学の精神を踏まえ西洋音楽を中心とした教育研究活動の質の維持・向上に努め、教職協働のもとで学生に対する指導を丁寧に行っている。全国的にクラシック音楽分野へ進学する学生数が減少する中、整備された学内のコンサートホールにおいて多くの音楽会などを開催し、音楽を通して社会貢献を行っている。学長のリーダーシップのもと今後もクラシック音楽教育への積極的な挑戦に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.演奏活動」「基準 B.武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 生涯学習プログラムの実施
2. 公開講座の実施
3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、令和元(2019)年に創立 90 周年を迎え、建学の精神である「〈和〉のこころ」を継承し、教育方針として「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を挙げ、使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に包括的に簡潔にまとめ、明文化している。

建学の精神を踏まえた大学の個性・特色を使命・目的及び教育目的に反映し、ホームページや学生便覧などの印刷物に明示するとともに、社会生活における規範として礼儀(Propriety)、清潔(Purity)及び時間厳守(Punctuality)という三つの生活規範を「3P 主義」

と呼び、学生及び教職員に実践を求めている。また、社会の変化に対応し、使命・目的及び教育目的を見直している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の作成において、教職協働のもと、大学運営委員会及び教授会・研究科委員会での審議、法人運営協議委員会の審議、理事会で審議という手続きを経て決定している。学長自身が使命・目的及び教育目的などを教授会、職員研修会等で説明し、学内の周知に努めている。また、学外へは主にホームページに明示し周知を図っている。

令和 11(2029)年の創立 100 周年に向けて、大学ビジョンを明示し、ロードマップまで落とし込んだ中期計画を策定している。

教育目的に沿って三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、社会状況に応じて見直してきた教育目的達成のため、教育研究組織を改編している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的などを学長による学内関係者への説明、ホームページ、シラバス、学生便覧、各種資料の配付などにより学内外へ周知を徹底する姿勢は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、ホームページなどの公表を通じて、学内外に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿って、志願者を公正かつ妥当な入学者選抜を行い、能力・意欲・適性等を総合的に評価した上で、受入れている。

入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に基づき、「入学者選抜委員会」「武蔵野音楽大学運営委員会」の審議を経て教授会・研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。

入学定員及び収容定員は満たしていないが、入学定員の計画的かつ段階的縮減、江古田キャンパスの刷新と同キャンパスへの教育研究機能の集約、学科の再編、カリキュラムの改正、総合型選抜入試を導入し改善に努めている。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーを学部及び研究科で包括的に定められているが、学科ごと及び博士前期・後期課程ごとに定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は、適切に整備されている。教職協働のもとに行われる学修支援は、入学前教育、初年次教育、キャリアデザイン、各種進路に関する指導などにより適切に実施されており、体制は確立されている。

「障害学生支援に関する基本方針」を定め、障がいの程度に応じた入学者選抜や学校生活などの支援を行っている。オフィスアワーは、「武蔵野音楽大学オフィスアワー実施規程」を制定している。TA 及び SA(Student Assistant)は適切に活用され教育効果と学修進度の向上を図っている。中途退学、休学及び留年への対応策として全学生対象に新学期開始後 4 週間の出席状況を確認し、出席率が低い科目がある学生が検出された場合には、原因分析と面談を行うなどの所要の対処をしている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内において全コース 1・2 年次共通の必修科目として「キャリアデザイン（導入編）」及び「キャリアデザイン（展開編）」を開講して、学生自身の将来についての意識や理解を深めさせ、目標設定や進路選択などの指導を行っている。

音楽学部音楽総合学科アートマネジメントコースは、必修科目として学外文化施設や企業でのインターンシップが開講されている。キャリア支援は、就職課を中心に関係部署が密接に連携しながら、学生の相談・助言を行っている。

学生向け講座の一部参加を認めるなど、既卒者に対するキャリア支援も行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導、福利厚生などの学生支援は、主担当の学生課が関連部署と連携を図りながら、適切に行っている。

奨学金制度として返還義務のない大学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。自然災害罹災時や私費外国人留学生向けの学費減免制度を設け、学生の経済的な支援を行っている。

学生の課外活動は、活動のための助成金支給、学内施設・設備の提供、部・同好会への専任教職員の顧問配置などにおいて、学生課を中心にした関係部署が協力し全学的な支援を行っている。

学生相談室及び保健室を設置し、適切に運営している。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談は、教員との面談や公認心理師・臨床心理士による心理カウンセリングにより、適切に対処している。

〈優れた点〉

○返還義務のない独自の奨学金制度を設けており、令和 3(2021)年度に対象・給付額・採用数等大幅に拡充したことは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、コンサートホール、リハーサルホールなどが整備され、教育目的達成のために有効に活用している。

音楽大学の図書館として多くの音楽関係資料を所蔵している。また、AV 機器、ICT（情報通信技術）機器の配備や開館時間・日数等、利用者の便に配慮した環境が整備されている。高機能の音響機材を備えた録音スタジオなど、ICT 施設は適切に整備している。点字ブロック、スロープ、バリアフリートイレの設置、車椅子用客席を設置して障がいのある学生の利便性に配慮している。履修者数は、教育効果を十分上げられる人数に設定しており、適正なクラスサイズを維持している。江古田キャンパスは、学修環境を整備し新しい施設設備を有している。また、「楽器ミュージアム」を、近くリニューアルオープンする。

〈優れた点〉

- 音響に優れた複数のコンサートホール、リハーサルホールを有しており、最適な音響を考慮したレッスン室が設置されていることは、音楽大学の学修環境として優れており、学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。
- 「楽器ミュージアム」は、学芸員課程実習施設のみならず、希少な楽器や資料の保全の観点からも文化的・歴史的価値が大きく、一般社会にも門戸を開いていることから社会貢献においても優れた施設である点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、「主科レッスン・副科レッスン」担当教員によるヒアリング、各種アンケート等の実施、各事務所の窓口、個人面談等で把握し、学修支援の体制改善に反映している。学生生活に関する学生の意見・要望は、学生相談室・保健室での相談、「外国人留学生・編転入生研修会」「学寮委員会」等を通してくみ上げられ、学生生活の改善に取り組んでいる。学修環境に関する意見・要望は、各事務所が把握し、内容を分析・検討の上、必要に応じて各部署が連携しながら適切に対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目3-1を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、シラバス、学生便覧に記載するとともに、ホームページ等に公表し、学内外に周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、学生便覧ないしシラバス等に掲載・周知し、厳正に適用している。

〈参考意見〉

○成績評価については、評価の基準のみでなく点数区分についても学則等で規定化することが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目3-2を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、学生便覧やシラバス等に掲載し周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、学部では「カリキュラムマップ」等で両ポリシーの関係を視覚化している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成している。シラバスは、作成の手引きを教員に配付し、適切な整備を図っている。単位制度の実質は、履修登録単位

数の上限設定により保っている。教養教育は必修と自由科目で計 22 科目を開講し、適切に実施している。

アクティブ・ラーニングに加え、音楽大学の学生の指導に特化した英語教材、独自のソルフェージュ教材の作成など、授業内容・教授方法の工夫を行っている。「学生による授業評価アンケート」に基づく各部会での FD(Faculty Development)実施計画作成や、卒業研究指導の相互参観など、指導方法改善にも取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、令和 3(2021)年度から運用開始した「学修ポートフォリオ」上で、身に付けた知識・能力等の累積度とバランスをレーダーチャートとして可視化し、明示している。「学生による授業評価アンケート」を活用した学修状況調査のほか、教員免許状及び学芸員資格取得状況、進路状況調査、学生の意識調査、3 年次と卒業時の満足度調査を行っている。就職先の企業アンケートは行っていないものの、多様な尺度、測定方法で学修成果の点検・評価をしている。「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、授業担当教員に通知し、授業改善向上計画書の提出を求めている。各種調査内容の集計結果は、各部会及び FD 委員会でも検討・共有し、学修成果の点検・評価結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が教学運営組織の構築により整備されている。また、使命・目的の達成のため、教学マネジメントが構築され、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教授会などの組織上の位置付け及び役割を明確に定めている。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、大学運営委員会や教授会で周知することにより、大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に行っている。

また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「武蔵野音楽学園事務組織規則」などにより役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成及び教育課程の運営のために必要な教員は、設置基準及び「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」「武蔵野音楽学園人事委員会規則」の各種規則に基づき実施している。教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施のため、「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」に基づき、FD 及びその他教員研修の組織的な実施とその見直しに取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力の向上を図るための SD は、平成 29(2017)年に「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」を制定・実施し、規則に基づいた SD 活動を行っている。具体的には、全学単位で実施する SD として「全事務職員・専任教員研修会」、新任研修会、職階別職員研修会を行っている。また、大学各部署で実施する SD のほか、学外諸機関への研修員の派遣や教育関係機関等が行う研修会に参加している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

音楽大学としての特性から学術研究と同様に演奏・創作活動を重要な研究活動と位置付けている。また、楽器や機器備品等を設置・整備することも研究環境の整備と考え、計画的に行っている。

研究倫理の確立は、必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」「武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則」に基づいて適正な研究活動及び研究支援の実施が行われている。

研究活動への資源配分は、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」に基づき行っている。また、科学研究費助成事業の申請・採択への支援も行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとした法人の各種規則など組織倫理に関する規則を整備し、かつ適切な運営を行っている。使命・目的を実現するために中期計画や事業計画の策定とそれぞれの計画の進捗状況の確認と次期計画への反映等、組織的・継続的な努力をしている。

「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止のための基本方針」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」などにより人権について配慮している。「武蔵野音楽学園防災規程」「武蔵野音楽学園防災警備規程」をはじめ、「武蔵野音楽学園消防計画」「危機管理マニュアル」「学生に関する事故・事件等対応マニュアル」を制定し、学内外に対す

る危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

〈優れた点〉

○江古田キャンパスは、最新の設備をそろえ、衛生面、環境保全、防災・災害対策などの安全配慮や危機管理において優れており評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、理事会と「法人運営協議委員会」が置かれており、前者は法人の最高意思決定機関として法人の重要事項の審議決定し、後者は理事会に付議する事項の協議等を行い、適切に機能している。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の出席状況は、適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定において、理事長は、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、意思疎通と連携を適切に行っている。将来構想委員会や「法人運営協議委員会」により、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。理事長及び学長は、それぞれの立場で権限の執行と責任を負うが、学長は理事であり、法人に設置する「法人運営協議委員会」の委員として所属しているので、法人と大学の権限の明確な区分のもとに相互チェックする体制となっており適切に機能している。

監事は、理事会及び評議員会へ出席し、法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べている。監事の選任、理事会への出席状況は適切である。評議員の選任、評議員会への出席状況はともに適切である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期財務計画に基づく財務運営をしており、全学的な経費削減を行ったことで一定の成果が挙げられているとともに、借入金等の外部負債はなく、十分な資金を保持し安定した財務基盤を確立している。また、「武蔵野音楽学園資産運用管理規程」に基づく資金運用をしており、成果を挙げているとともに、寄附金収入も一定額以上あり、収益事業部門の収入も確保している。入学定員を満たす学生数を確保しておらず、事業活動収支差額がマイナスの状態が続き収支バランスを保っていないが、令和 3(2021)年度からの 5 か年の中期財務計画においては、入学者数の増加や人件費削減により 5 年目にプラスに転じる計画を立てている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準にのっとった「武蔵野音楽学園経理規則」を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。また、平成 27(2015)年度に一部改正した学校法人会計基準に対しても「武蔵野音楽学園経理規則」を変更して、適切に処理を行っている。会計監査は公認会計士により行われており、監査期間中に監事が立会い監査状況の報告を受けるとともに意見交換が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

日本私立大学協会が作成したガバナンス・コードをもとに、令和 2(2020)年に「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を制定した。これを内部質保証の基本方針に据え、質保証を管理運営面と教育研究面との両面で捉えている。管理運営面は、理事長を中心とした「法人運営協議委員会」が担当している。また、教育研究面は、学長を中心とした大学運営委員会が担当している。

内部質保証を担保するため、大学内各部署が作成した基礎データ及びエビデンスを収集し、自己点検・評価委員会が中心となり、基礎データの分析及びエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の評価基準を踏まえて、毎年度自己点検・評価を実施している。三つのポリシーのうちディプロマ・ポリシーを起点とし、他の二つのポリシーとの関連に留意しながら、教育の質の改善・向上に努めている。

エビデンスとして学内の各委員会及び各部会が作成した「会議開催記録」などの基礎データにそれぞれの自己点検・評価結果を添え総務部企画課に提出するよう自己点検・評価実施要領に規定している。このようにデータの収集態勢が明確である。

毎年度、IR 活動も担当する総務部企画課が、大学内からの基礎データ等を集積・分析し、自己点検・評価委員会での審議を経て、自己点検・評価報告書を作成している。また、3年ごとに学外に公表している。評価結果を共有するため、学内では教授会及び事務職員で構成するチーフ連絡会において報告している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針である「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を踏まえ、学修成果、教育課程、授業内容と方法及び入学者選抜など教育研究の質の向上・改善に努めるため「将来構想委員会」を設置している。自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書をもとに、将来構想委員会が毎年度中期計画を見直し・作成し、達成に向けてのロードマ

ップを作成しており、大学全体の PDCA サイクルが確立し機能している。

また、教育研究面の内部質保証を促進するため、令和 3(2021)年度から「学修ポートフォリオ」を開始した。今後徐々に整備しながら個々の学生の学修指導等の改善及び教育研究の質保証の向上に活用する予定である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 演奏活動

A-1. 学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動

A-1-① 演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

A-1-② 演奏会の実施とその成果

【概評】

学内の複数のコンサートホールを中心に、令和 2(2020)年度以降のコロナ禍の期間も含めて、大学主催による数多くの多様な演奏会・公開講座が実施されてきたことは、学生に対する学修成果発表及び学修機会の提供として大きな意味を持っている。また、「武蔵野音楽大学アートマネジメントコース企画制作公演」や、平成 30(2018)年度に新設された「学生による演奏会」は、アートマネジメントコースの学生の企画・運営等の実践機会としても機能している。

ウィンドアンサンブルによる世界初演も含む演奏活動は、地域や社会の音楽文化や国内外の吹奏楽文化の振興・発展において、大きな貢献を果たしている。

海外演奏旅行の渡航費等を除き、演奏活動の諸経費は全て大学が負担しており、学生が心配なく演奏活動に挑戦できるための経済的支援として評価できる。

基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム

B-1. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの運営・管理と諸活動

B-1-① 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

【概評】

「武蔵野音楽大学楽器博物館」は、戦後まもなく始められた楽器収集を出発点とする、国内最初かつ最大の楽器博物館として、文化的・学術的に極めて重要な意義を有している。

改称の上、令和 3(2021)年度に江古田キャンパス内にリニューアルオープンする「楽器ミュージアム」は、世界的にも希少な楽器資料及び楽器関連資料の後世への安全な継承、高度な教育研究機関としての学内外の研究への寄与、一般への教育普及活動の充実をコンセプトに掲げている。楽器資料を保管するため、館内空調、地震、防犯などの対策も適切に行っている。

学生に対する学芸員の資格取得の機会としても有効に役立てられており、以前からも実

績が重ねられてきた、収集・展示、教育普及、調査研究等の諸活動において、今後更なる充実と発展が期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 生涯学習プログラムの実施

本学では、生涯学習プログラムとして、武蔵野音楽大学別科（以下「別科」という）の設置のほか、免許法認定講習、教員免許状更新講習、社会人のための夏期研修講座を開講して、幅広いニーズに応えている。

別科は、生涯学習や進学・留学準備等、多様な学びの需要に応えるために、幅広い年齢層を対象に、実技の個人レッスンと基礎的な関連科目である「音楽理論」「西洋音楽史」を教授し、その能力の向上を図ることを目的としている。出願資格は高等学校若しくは中等教育学校卒業以上、又は学校教育における12年以上の課程を修了した者、及び入学の前月までに卒業（修了）見込みの者とし、実技試験と面接試験で入学者を選抜する。修業年限は1年とし、再度受験し合格した場合には、更に修業を可能としている（通算4年間）。

免許法認定講習は、昭和50(1975)年度から、毎年、文部科学大臣の認定を受け、現職の教員を対象として開講している。中学校の「音楽」の2種免から1種免への上級免許状の資格取得、中学・高校の他教科教員の「音楽」の教員免許状の資格取得、音楽科教員の他校種への隣接免許状の資格取得ができる。音楽の教科に関する科目及び音楽の教職に関する科目の合計7科目（各科目2単位）を開講し、2科目4単位まで修得することができる。

教員免許状更新講習は、平成21(2009)年から毎年、文部科学大臣の認可を受け、開講している。この講習では、必修領域・選択必修領域・選択領域の合計30時間を同時受講することができ、かつ内容も多彩で充実しているため、毎回全国各地より約300人の受講者がある。なお、令和3(2021)年度は、必修科目2講座、選択必修科目6講座、選択科目6講座を、オンライン方式により開講する。

社会人のための夏期研修講座は、数十年にわたり毎年、音楽の教養を深め技術の向上を目指す社会人を対象に、音楽文化の向上・発展を目的として開講している。本学教員を講師として、ピアノ・声楽・合唱等の指導法やピアノ・声楽の個人レッスンのほか、時代に即した内容の講座を開講しており、例年約100人の受講者がある。なお、令和2(2020)・3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開講を見送った。

2. 公開講座の実施

本学では、文化芸術の振興に寄与するため、公開講座を実施している。広く社会へ向け公開するとともに、本学学生は無料で聴講することができる。近年では、坂東玉三郎特別招聘教授等の本学教員のみならず、ケマル・ゲキチ、イリーナ・チュコフスカヤ、ジェニー・ザハリエヴァ、ミヒヤエル・ラーデンプルガー等、世界で活躍する演奏家・音楽学者を招いて実施している。

3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

全国に各都道府県を単位とする(ただし北海道は東・北・中央・南の4支部に分割、東京都は本部があるため東京支部は置かない。)計49の支部と、海外に台湾・韓国・シンガポールの支部を持つ「武蔵野音楽大学同窓会」(以下「同窓会」という)は、「A-1-①」(88ページ)で記載したように、本学を支援する組織であるだけでなく、現地の卒業生が研究や演奏活動を継続する重要な場であり、同時に地域の文化発展にも広く寄与している。本学では国内外各地の同窓会支部と連携し、各地域の卒業生を支援するとともに、音楽文化発展

武蔵野音楽大学

の一翼を担うべく、演奏者・講師等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。